

## 放課後児童健全育成事業の基準について

### 1. 放課後児童健全育成事業

本事業は就労等の事由で昼間保護者が家庭にいない小学校に通う児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業であり、児童福祉法第6条の3に明記され、第2種社会福祉事業として位置づけられています。

本市においては公設公営（児童育成センター）34クラブ、民設民営9のクラブにおいて事業を実施しています。

民営のクラブへは運営費について国庫補助基準額に基づき市費補助金が交付されています。

運営主体	市	社会福祉法人	NPO 法人	父母会
クラブ数	34	1	7	1

民設9クラブ

### 2. 基準の設置のあらまし

本事業は許認可制の事業ではないため、これまで設備や運営について法的な基準が設けられていませんでした。本市においても、国の事業の目安として示すガイドラインや、補助金交付に係る実施要綱などに基づき事業を進めてきました。

この度、子ども・子育て関連3法の中の児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされました。

また、同法に対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれました。

#### 児童福祉法に新たに設けられた基準についての条項

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

設ける基準は「最低基準」の位置づけ

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

厚労省の示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに市が条例を設置

#### その他、児童福祉法に盛り込まれた内容

対象児童を「おおむね十歳未満の小学生」を「小学生」に拡大  
事業開始等の届出を市町村へ 市町村に事業者への調査、指導等の権限を付与  
公有財産を積極活用し、事業促進を図ることを明記 など

### 3. 運営基準(案)

厚生労働省令の示す基準は、国の社会保障審議会児童部会の専門委員会からの報告に基づき策定されており、市の基準についても基本的にはそれに準じ定めていきます。

従うべき基準	厚生労働省の示す基準	市の定める基準
【従事する者】 「児童の遊びを指導する者」( 1 )であって、知識・技能を習得するための研修を受講した者。(経過措置あり)		国の基準どおり
【指導員数】 職員は、1 集団ごとに2 名以上配置することとし、うち1 名以上は有資格者とする。		国の基準どおり

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において規定
- ・保育士
  - ・社会福祉士
  - ・幼、小、中、高等学校の教員資格
  - ・大学または大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを修めて卒業した者
  - ・高等学校卒業後、2 年以上児童福祉事業に従事した者

参酌すべき基準	厚生労働省の示す基準	市の定める基準
【集団の規模】 児童の1 つの集団の規模は、おおむね40 人までとする。		国の基準どおり( 2 )
【施設・設備】 1 専用室・専用区画を設け、面積は、児童1 人につきおおむね1.65 m <sup>2</sup> 以上とする。 2 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		国の基準どおりとするが、5 年間の経過措置を設ける( 3、4 )
【開所日数】 年間250 日以上を原則とする。		国の基準どおり
【開所時間】 平日につき3 時間以上、休日につき8 時間以上を原則とする。		国の基準どおり
【その他】 省令上に定める事項		国の基準どおり

- 2 国の専門委員会の報告書では、児童数の考え方として、「毎日利用する児童」に、「一時的に利用する児童の平均利用人数」を加えた数で捉えることが適当であるとしている。  
本市においては、毎日利用する児童、一時的利用児童という管理をしていないため、各クラブの平均利用人数で集団の規模を捉えることとする。
- 3 本市には、児童育成センターに隣接して「学区こどもの家」があり、児童育成センター利用児童も遊び場として活用している。国の専門委員会報告書で、共用スペースの運用も可能としていることから、児童育成センターの面積要件は満たされていると考えている。  
民間の放課後児童クラブでは、近隣にそういった施設がなく、1.65 m<sup>2</sup>/人を下回るクラブが3 箇所ある。
- 4 耐震に不安のある施設で実施しているクラブがあり、安全の確保には、補強または移転が必要となるが、すぐの代替施設の確保は困難であり、一定の経過措置を設ける必要がある。